

**【妊婦のための支援給付金 1 回目 支給額・対象者（下記のすべての要件を満たす妊婦）】**

- 妊婦一人につき現金 5 万円
- 産科医療機関で妊娠が確認された（胎児心拍が確認された）方
- 給付金申請日時時点で杉戸町に住民登録のある妊婦
- 杉戸町以外の自治体で妊婦のための支援給付金 1 回目の支給を受けていない方

【妊婦のための支援給付金 2 回目 支給額・対象者（下記のすべての要件を満たす妊産婦）】

- 対象児一人につき現金 5 万円
- 給付金申請日時時点で杉戸町に住民登録のある方
- 杉戸町以外の自治体で妊婦のための支援給付金 2 回目の支給を受けていない方

【申請書の配布・申請方法】

- 妊婦のための支援給付金 1 回目：妊娠届出時に配布、必要書類がそろっていればその場で申請できます。
- 妊婦のための支援給付金 2 回目：原則、赤ちゃん訪問時に配布します。訪問時に申請書を記入し、必要書類がそろっていればその場で書類をお預かりします。

※申請書類はすみやかにご提出ください。必要書類がそろっていない場合は、申請期限までにご自身で切手を貼って郵送するか又は、保健センターへお持ちください。必要書類が全てそろった日が申請日となります。

【申請必要書類】

- 配布した下記の申請書もしくは届出書
妊婦給付認定申請書（妊婦のための支援給付金 1 回目の場合）、児の数の届出書（妊婦のための支援給付金 2 回目の場合）
- 申請者の顔写真付きご本人確認書類の写し（運転免許証など。マイナポータルの公金受け取りをご希望の場合は必ずマイナンバーカードの写し）
住所や姓を変更した場合、変更手続き済みのものが必要です（運転免許証は裏面に記載されるので裏面の写しも必要となります）
- 振込先口座名義、口座番号が確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードのコピー、振込口座名義のカタカナ表記のあるページをお願いします。
登録印鑑が表記されている場合は印鑑部分を隠してください。）

※妊婦のための支援給付金（2 回）の申請者及び振込先名義は、必ず妊産婦さんご本人となります。家族やお子様名義の振込口座はご指定頂けません。

※マイナポータルを利用した振り込みをご希望の方は口座情報の記入は不要です。マイナンバーに公金受取口座を登録している方のみ利用できます。また、ご本人確認書類の写しはマイナンバーカードの写しが必要となります。

※通帳・キャッシュカードに口座番号が明記されていない場合は、インターネット等で口座番号がわかるページを印刷してお持ちください。



【支給時期】

- 申請書類が整い受理してから、1～2 か月後になります。詳しい振込日は、給付認定後に送付される妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書をご確認ください。給付不可となった場合は、妊婦給付認定申請却下通知書にてお知らせいたします。
- 子ども・子育て支援法第 10 条の 10 の規定に基づき、妊婦給付認定後に杉戸町外に転出した場合には、転出日をもって杉戸町の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）また、取消しにより杉戸町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

【その他】

- 申請書、届出書の裏面の同意事項にチェック、署名がない場合は支給できません。給付金の趣旨をご理解いただき署名をお願いします。
- 申請後に、振り込み先の口座氏名を変更されると振り込みができませんのでご注意ください。
- 転入前市町村で支給された場合は杉戸町での支給の対象にはなりません。二重に支給された場合は返還していただくことになります。
- 杉戸町に居住実態があるにも関わらず、DV 等で住民登録のできない方はご相談ください。
- 振り込め詐欺にご注意ください。支給にあたり、杉戸町からお問い合わせをすることはございますが ATM の操作や手数料の振り込みを求めることはございません。



【お子様をなくされた方へ】

- 妊婦のための支援給付金（2 回）は、流産・死産等をなさった方も対象です。2 回目の給付前に流産・死産等となった場合は、2 回目の給付のご案内をしますの
でご連絡いただくか、保健センターからお電話させていただいた際にお知らせいただければ幸いです。
- 誰かに話してみたくになったら…

埼玉県不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/hunin_huiku_network.html



ふわり QR コード

問い合わせ先 杉戸町保健センター 電話 0480-34-1188

